

市第222号議案

平成27年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第2号）

平成27年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成28年2月16日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

市場大橋撤去事業の繰越明許費を設定したいので提案する。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中央卸売市場費	2 施設整備費	市場大橋撤去事業	<small>千円</small> 223,000
設 定 額 合 計			223,000